

【ご注意ください】
この通知による取扱は、今後の国方針により、変更となる場合があります。

令和5年5月1日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症に係る対応について (令和5年5月1日)

先般国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けについて、令和5年5月8日から5類感染症(季節性インフルエンザ等と同等)に変更することを公表しました。これを受けて、令和5年5月8日からの対応について、以下のとおり区保育課の考えをお伝えします。

なお、現時点で保育所等における取扱に関して、国から具体的な方針が示されていません。今後、国から新たな方針が示された場合、本取扱が変更となる場合があることにご留意ください。

5月8日(月曜日)以降

I 登園停止期間等の考え方について

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法の第二種の感染症と区分されます。登園停止期間等については、下表のとおりとなります。

項目	基準
登園停止期間	発症後5日を経過し、5日目に症状が続く場合は、解熱などしてから24時間程度が経過するまで延長する(※)。
臨時休園	従前からの国方針に基づき、原則、開所する。

※解熱後の期間については、季節性インフルエンザの「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで」とは異なります。

II 保育料の日割り減免について

これまで実施してきた保育料の日割り減免(感染者が出た場合や登園自粛を求めた場合)については、5月8日(月曜日)以降、行いません。

*学校において予防すべき感染症の種類について(平成30年3月現在)

学校において予防すべき感染症の種類には、第一種、第二種、第三種の感染症がある。第一種の感染症には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の第一類感染症と、結核を除く二類感染症が該当する。第二種の感染症には空気感染又は飛沫感染する感染症で、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い。

第二種の感染症	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
---------	--